

○財務省告示第百二十九号

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十八号）の施行に伴い、及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十一条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和四年五月九日

財務大臣 鈴木 俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

一 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の預金契約（法第二十条の二第一号に規定する暗号資産の管理に関する契約を含み、口を除き、当該居住者が当該非居住者から預金又は暗号資産を受け入れるものを除く。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（暗号資産の移転を求める権利の発生、変更又は消滅に係る取引を含む。以下「債権の発生等に係る取引」という。）。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、フに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

「イ〜ラ 略」

二 「略」

三 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者に対する金銭の貸付契約（法第二十条の二第二号に規定する暗号資産の貸借契約のうち、暗号資産の貸付契約を含む。）に基づく債権の発生等に係る取引

「イ〜ソ 略」

四 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者からの金銭の借入契約（法第二十条の二第二号に規定する暗号資産の貸借契約のうち、暗号資産の借入契約を含む。）又は当該非居住者に対して債務の保証をする契約（法第二十条の二第二号に規定する暗号資産を移転する義務の保証契約を含む。）に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、イに掲げる

改正前

一 法第二十条第一号に規定する資本取引のうち、居住者と次に掲げる非居住者との間の預金契約（口を除き、当該居住者が当該非居住者から受け入れるものを除く。）に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引（以下「債権の発生等に係る取引」という。）。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに、フに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては平成二十三年九月十七日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

「イ〜ラ 同上」

二 「同上」

三 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者に対する金銭の貸付契約に基づく債権の発生等に係る取引

「イ〜ソ 同上」

四 法第二十条第二号に規定する資本取引のうち、居住者による次に掲げる非居住者からの金銭の借入契約又は当該非居住者に対して債務の保証をする契約に基づく債権の発生等に係る取引。ただし、イに掲げる非居住者との間の当該取引にあつては、平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

非居住者との間の当該取引にあつては、平成十五年五月二十二日以前に発生した債権の変更又は消滅に係るものに限る。

「イ・ロ 略」

〔五〇八 略〕

九 法第二十条第二号、第五号又は第十一号に規定する資本取引のうち、居住者による対外直接投資（法第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいい、暗号資産の貸付けであつて同項に規定する金銭の貸付けに相当するものを含む。）に該当するものであつて、ロシア連邦において行われる事業に係るもの又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人（当該法人の外国（ロシア連邦を除く。以下この号において同じ。）にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくは当該法人に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係るもの

十 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「イ・ロ 同上」

〔五〇八 同上〕

九 法第二十条第二号、第五号又は第十一号に規定する資本取引のうち、居住者による対外直接投資（法第二十三条第二項に規定する対外直接投資をいう。）に該当するものであつて、ロシア連邦において行われる事業に係るもの又はロシア連邦の法令に基づいて設立された法人（当該法人の外国（ロシア連邦を除く。以下この号において同じ。）にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくは当該法人に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係るもの

十 「同上」

附 則

この告示は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年五月十日）から適用する。